

野洲市省エネ家電買換補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、原油価格及び物価高騰の影響を受けている市民の負担を軽減することを目的に、エネルギー消費性能に優れた家電製品（次条において「省エネ家電製品」という。）の買換えに要する経費の一部について、予算の範囲内で野洲市省エネ家電買換補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものであって、令和6年7月1日から令和7年2月28日までの間に、新品を買換えの目的で購入し、購入者が居住する市内の住宅に設置したものである。ただし、事業所、店舗等との兼用住宅にあって、専ら事業の用に供する部分に設置する場合を除く。

- (1) 家庭用エアコンディショナー 日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100パーセント以上の家庭用エアコンディショナーであること。
- (2) 家庭用冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100パーセント以上の家庭用冷蔵庫であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（第6条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入に要する経費（クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額を除く。）とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

- (1) 運搬費並びに補助対象製品の設置及び既設製品の取り外しに要する経費
- (2) リサイクル処理に要する経費
- (3) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、30,000円を限度額とする。

(補助回数)

第6条 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回限りとし、補助対象製品1台を対象とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野洲市省エネ家電買換補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、令和6年7月1日から令和7年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入日、購入額及びその内訳並びに購入した製品名又は型番が記載

された販売店等が発行する領収書、レシート又は明細書の写し

- (2) 製造事業者が発行した補助対象製品の型番及び製造番号が確認できる保証書の写し
 - (3) 補助対象製品の設置状況、型番及び製造番号が確認できる写真
 - (4) 買換えであることが確認できる書類（買換え前の製品の設置写真、家電リサイクル券の写し等）
 - (5) 振込先金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号及び名義が分かるもの）
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項に規定する書類の提出により規則第 13 条の規定による実績報告があったものとみなす。
- 3 市長は、補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったとき（郵送の場合、市が受領した日とする。）は、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。（交付決定等）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、補助金を交付すべきものと認めた場合は、規則第 6 条の規定による決定の通知（第 4 項及び次条において「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付すべきでないとした場合は、野洲市省エネ家電買換補助金不交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、決定通知により、規則第 14 条の規定による額の確定の通知をしたものとみなす。

（補助金の請求及び交付）

第 9 条 申請者は、決定通知を受け取ったときは、速やかに規則第 16 条第 1 項に規定する請求書（次項において「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象製品をその設置目的以外の目的に使用し、又は譲渡していることが判明したとき。
- (3) その他不適当と認められる事実があったとき。

（現地調査等）

第 11 条 市長は、補助金の交付の事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（補助対象製品の処分等の制限）

第 12 条 申請者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間において、補助対象製品を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ野洲市省エネ家電買換補助金財産処分承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

(財産の処分に関する承認と通知)

第13条 市長は、前条の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を、野洲市省エネ家電買換補助金財産処分承認・不承認決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

野洲市省エネ家電買換補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

野洲市省エネ家電買換補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助対象製品

| | |
|----------|--|
| 種 別 | <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 (※どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>) |
| メーカ | |
| 型番 | |
| 省エネ基準達成率 | パーセント |
| 販売店等名 | |
| 購入日 | 年 月 日 |
| 設置日 | 年 月 日 |

2 補助金額

| | |
|--------------|--|
| A 購入費用 | 円 (運搬費、設置及び撤去費用、リサイクル料金、消費税額、クーポン及びポイントでの支払分を除く。) |
| B A×補助率(1/2) | 円 |
| C 補助申請額 | 円(Bの1,000円未満切捨て。上限30,000円) |

3 誓約・同意事項（該当する項目に☑を入れ、全てを満たす場合に申請できます。）

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 私は、申請日時時点で野洲市に住所を有し、かつ、その住所に所在する住宅に居住しています。 |
| <input type="checkbox"/> | 市税に滞納はありません。 |
| <input type="checkbox"/> | 補助金の交付要件を審査するに当たり、住民基本台帳の情報及び市税に関する納税状況の確認について、市の職員が照会・調査をすることに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | 補助対象製品は、買換えのために購入し、市内の住宅（兼用住宅の場合にあっては、居住の用に供する部屋）に設置した新品のものです。 |
| <input type="checkbox"/> | 市から補助事業の適正な実施のために添付書類の原本や設置状況の確認等の調査の申出があった場合は、市に協力します。 |
| <input type="checkbox"/> | 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部又は一部の取消しがされた場合は、速やかに返還します。 |
| <input type="checkbox"/> | 申請者及び申請者の同居人等については、野洲市省エネ家電買換補助金交付要綱第3条第3号の規定に該当します。 |

4 補助金の振込先（口座名義が交付申請者本人のものに限ります。）

| | |
|-----------|--|
| 金 融 機 関 名 | 銀行・金庫 組合・農協 |
| 支 店 等 名 | 本店・支店 出張所 |
| 口 座 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 (※どちらかに☑) |
| 口 座 番 号 | |
| 口 座 名 義 人 | (※カタカナで記入) |

5 添付書類等（全ての書類が添付できているか☑を入れて確認し、提出してください。）

- 補助対象製品の購入日、購入額及びその内訳並びに購入した製品名又は型番が記載された販売店等が発行する領収書、レシート又は明細書の写し
- 製造事業者が発行した補助対象製品の型番及び製造番号が確認できる保証書の写し
- 補助対象製品の設置状況、型番及び製造番号が確認できる写真
- 買換えであることが確認できる書類（買換え前の製品の写真、家電リサイクル券の写し等）
- 振込先金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号及び名義が分かるもの）

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

野洲市長

野洲市省エネ家電買換補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野洲市省エネ家電買換補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、野洲市省エネ家電買換補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 不交付とした理由

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住所
氏名

野洲市省エネ家電買換補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け野環第 号で交付の決定を受けた標記の補助金により取得した財産を処分したいので、野洲市省エネ家電買換補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名及び型番

(2) 処分方法 ※該当する項目に☑を入れてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付け 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

様式第 4 号 (第13条関係)

第 号
年 月 日

様

野洲市長

野洲市省エネ家電買換補助金財産処分（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請されました野洲市省エネ家電買換補助金財産処分承認申請書について審査した結果、野洲市省エネ家電買換補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり（承認・不承認）としたので、通知します。

記

| | |
|-------------|-------|
| 交 付 決 定 日 | 年 月 日 |
| 交 付 決 定 番 号 | |
| 処分する財産名及び型番 | |
| 承認の条件等 | |
| 不承認の理由 | |